



病院だより 45

「脂肪肝について」

私は、今年度4月から美祢市立美東病院の内科に勤務しています竹中一行と申します。まず自己紹介を申し上げます。私は宇部市出身で、昭和63年に山口大学医学部卒業、同時に山口大学医学部第一内科に所属し、山口大学附属病院で研修後、H6年より小倉記念病院、H9年より光市立病院、H12年より山口県立総合医療センターで主に消化器疾患を中心に診療・研修をおこない、今年4月より美祢市立美東病院に赴任しております。

当病院では、消化器疾患は言うに及ばず、内科全般や、整形外科、脳疾患等、総合的に診療していくこととなり、心新たにがんばる所存ですので、皆さんどうぞよろしく願いいたします。

さて、消化器関連の話題として、脂肪肝（肝臓への脂肪の蓄積）が多くみられるようになってきています。脂肪肝は、アルコール性と非アルコール性の2つに大きく分類されます。アルコール性は、そのまま飲酒を続けるとアルコール性肝硬変、肝臓と進行していき予後不良となりますので、

禁酒治療が必要です。非アルコール性には、アルコール性肝障害をきたさない程度の機会飲酒者を含み、非アルコール性脂肪性肝疾患と総称されています。非アルコール性脂肪性肝疾患は、生活習慣病の高度肥満者約80%、糖尿病約50%、高脂血症の約40%の人に認められています。非アルコール性脂肪性肝疾患のうち、約90%は病的意義のほとんどない単純脂肪肝ですが、その他の約10%の症例は、非アルコール性脂肪性肝炎となり、将来的に肝硬変、肝臓へと進行していくことがわかり、昔は脂肪肝は病態が進行しないといわれていましたが、現在ではそれは間違いで非常に重要な病態であるとわかってきました。非アルコール性脂肪性肝炎は、自覚症状に乏しく、定期健康診断あるいは他疾患治療中に発見されることが多いので、生活習慣病で治療中の人は、定期的に肝障害の血液検査や画像検査をもらうよう「かかりつけ医」に御相談ください。

そして、脂肪肝といわれたら、



美祢市立美東病院
副院長 竹中 一行

アルコール飲酒者は、減量・禁酒をしてください。もともとアルコール摂取が少ない人や、アルコール減量・禁酒しても脂肪肝が改善されない人は、非アルコール性脂肪性肝疾患と考えられますので、まず食事療法と運動療法での体重コントロールを中心とした治療をおこなうだけでも、多くの症例では改善・治癒します。体重コントロールができて脂肪肝、肝機能障害が改善されない場合は、特殊な肝炎や非アルコール性脂肪性肝炎の危険性がありますので医療機関を受診してください。

問合せ先 美祢市立美東病院 [☎08396(2)0515]

人権教育ふれあい講座

回	日時・場所	テーマ	講師
1	8月2日(日) 19:00~20:20 美祢市民会館 2階大会議室	インフォームド・コンセントの推進	美祢市立病院 院長 本間喜一
2	8月30日(日) 19:00~20:40 秋吉公民館	障害者問題	萩市在住切り絵作家 上田豊治・上田幸子
3	9月27日(日) 19:00~20:40 美東センター	インターネットにおける問題	やまぐち総合教育支援センター 教育支援部情報教育班 研究指導主事 古屋伸浩
4	10月25日(日) 19:00~20:40 秋吉公民館	犯罪被害者と家族の問題	NPO法人山口被害者支援センター「ハートラインやまぐち」 事務局次長 山根和子
5	11月13日(日) 19:00~20:40 美東センター	子どもの問題	元山口県社会教育委員 コラムニスト 岸かおる
6	12月4日(日) 15:00~16:40 美祢市民会館 2階大会議室 (リーダー講座)	男女共同参画に関する問題 *本講座は、各地域・職場のリーダー及び管理職の人が対象ですが、それ以外の人も受講できます。	岩国市総合政策市民会議副会長 アウェア認定デートDV防止 ファシリテーター 人権擁護委員 松田洋子

申し込み：必要ありません。
その他：定員はありません。

主催 市教育委員会 市人権教育推進委員会
問合せ先 市教育委員会事務局社会教育課
[☎0837(52)5261] [☎0837(52)2562] [✉shakai@city.mine.lg.jp]

人権ふれあいフェスティバル

- 日時 8月25日(日) 10:00~15:00
- 会場 シンフォニア岩国(岩国市三笠町1-1-1)
- 内容 記念講演「夢中になることの素晴らしさ」(講師「佐々部清氏」映画監督・山口ふるさと大使)、生見子ども神楽、ふれあいコンサート、人権資料展示・人権相談コーナー・映画上映ほか

問合せ先 市人権・男女共同参画推進室
[☎0837(52)5228]
県人権対策室
[☎083(933)2810]

飲酒運転により検挙された市職員の処分報告と市民の皆様へのお詫びについて

平成24年6月10日、19時20分頃、本市職員が「酒気帯び及び信号無視」により検挙される事案が発生いたしました。

法令を遵守すべき市職員が、このような不祥事を引き起こし、市民の皆様のご信頼を著しく失墜させた事態となりましたことに対し、大変申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当該職員につきましては、平成24年7月13日付けで、停職6カ月の懲戒処分とし、併せて職員を管理監督する立場にある所属部長、課長に対しても同日付けで、訓告処分としたところであります。

今後は、これまで以上に法令遵守、服務規律の徹底と公務員倫理の高揚を図り、このような不祥事を二度と起こさぬよう職員一人ひとりが肝に銘じ、市民の皆様との信頼関係の回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

問合せ先 総務課 [☎0837(52)1111]